

# 結城市環境審議会の役割について

## 1 結城市環境審議会とは

環境保全対策に関する基本的事項の調査及び審議をするため、環境基本法第44条の規定に基づき、設置するものです。(条例第1条)

## 2 環境審議会の役割

結城市環境審議会の役割は、市長の諮問に応じ、環境保全対策、その他必要と認める事項に関し、審議をしていただきます。(条例第2条)

## 3 審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する10人以内の委員で構成されます。任期は委嘱の日から2年間です。(条例第3条, 4条)

## 4 会長および副会長

審議会の議事運営を行う会長及び会長を補佐する副会長をそれぞれ1名、委員の互選によって選出していただきます。(条例第5条)

## 5 会議の公開について

審議会の会議は原則公開となります。